

企業の健全な水循環の取組に関する有識者会議の運営について（案）

企業の健全な水循環の取組に関する有識者会議（以下「会議」という。）の議事内容の公開等については、以下のとおりとする。

- 1 会議は非公開とし、議事要旨は、会議終了後、速やかに公開する。
- 2 会議で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。
- 3 このほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。